

○木更津市法定外公共物の管理に関する条例施行規則

平成14年3月29日規則第36号

改正

平成17年3月31日規則第14号

木更津市法定外公共物の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市法定外公共物の管理に関する条例（平成14年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請等)

第2条 条例第4条第2項の規定による許可の申請又は条例第5条の規定による協議は、次の各号に掲げる行為の内容に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第4条第1項第1号に規定する行為（以下「使用」という。） 法定外公共物使用（許可申請・協議）書（別記第1号様式）
- (2) 条例第4条第1項第2号に規定する行為（以下「工事施行」という。） 法定外公共物工事施行（許可申請・協議）書（別記第2号様式）
- (3) 条例第4条第1項第3号に規定する行為（以下「生産物採取」という。） 法定外公共物生産物採取（許可申請・協議）書（別記第3号様式）

2 前項の申請書又は協議書（以下「申請書等」という。）に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請地を中心とした位置図、案内図、公図写及び実測図
- (2) 工作物、物件又は施設を設置する場合は、必要に応じ平面図、縦断面図、横断面図、構造図及び設計図
- (3) 利害関係者がいる場合は、その者の同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(許可等)

第3条 市長は、前条第1項の申請書等の提出があったときは、内容を審査し、法定外公共物の管理及び機能上支障がないと認めるときは許可又は回答（以下「許可等」という。）をするものとし、次の各号に掲げる行為の内容に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により申請者又は協議者（以下「申請者等」という。）に通知するものとする。

- (1) 使用 法定外公共物使用（許可・回答）書（別記第4号様式）

(2) 工事施行 法定外公共物工事施行（許可・回答）書（別記第5号様式）

(3) 生産物採取 法定外公共物生産物採取（許可・回答）書（別記第6号様式）

（許可等の更新）

第4条 市長の許可等により、使用、工事施行又は生産物採取（以下「使用等」という。）をしている者は、使用等の期間満了後、引き続き使用等の許可等を受けようとするときは、その期間満了の日前30日までに法定外公共物使用等期間更新（許可申請・協議）書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、内容を審査し、法定外公共物の管理及び機能上支障がないと認めるときは許可等をするものとし、法定外公共物使用等期間更新（許可・回答）書（別記第8号様式）により申請者等に通知するものとする。

（許可等の変更）

第5条 条例第7条の規定による許可の変更又は条例第5条の規定による協議の変更をしようとする者は、法定外公共物使用等変更（許可申請・協議）書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、内容を審査し、法定外公共物の管理及び機能上支障がないと認めるときは許可等をするものとし、法定外公共物使用等変更（許可・回答）書（別記第10号様式）により申請者等に通知するものとする。

（権利義務承継届）

第6条 条例第9条の規定により権利義務を承継しようとする者は、法定外公共物権利義務承継届出書（別記第11号様式）に権利義務の承継を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（許可取消等の通知）

第7条 市長は、条例第10条の規定により許可を取り消し、又は許可に付した条件を変更し、若しくは法定外公共物の原状回復その他必要な措置を命ずるときは、法定外公共物許可取消等通知書（別記第12号様式）により許可を受けた者に通知するものとする。

（許可標識の掲示）

第8条 許可を受けた者は、当該許可に係る工事の期間中は、許可の内容を表示する法定外公共物許可標識（別記第13号様式）を許可区域内の安全で見やすいところに掲示しなければならない。ただし、当該許可の期間が7日未満であるときは、この限りでない。

（工事着工届）

第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手しようとするときは、法定外公共物工事着工届出書（別記第14号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（工事完了届）

第10条 許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から30日以内に法定外公共物工事完了届出書（別記第15号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（使用廃止届）

第11条 許可を受けた者は、当該許可に係る使用等を廃止したときは、速やかに法定外公共物使用等廃止届出書（別記第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（原状回復届）

第12条 許可を受けた者は、条例第12条の規定により法定外公共物の原状回復をしたときは、速やかに法定外公共物原状回復届出書（別記第17号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（使用料等の減免）

第13条 条例第16条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、法定外公共物使用料等減免申請書（別記第18号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第16条第2号の規定による使用料等を徴収することが不相当であると認めるときは、次のいずれかに該当する場合とする。

- （1） 国又は地方公共団体の行う事業及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの。
- （2） 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する公共の用に供する鉄道施設（通信施設を除く。）
- （3） 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づいて県及び市選挙管理委員会が設けるポスター掲示場及び選挙公報のための物件等
- （4） 街灯、防犯灯、公共の用に供する通路又は公道に出入りするための通路
- （5） 上下水道、電気又はガスの各戸引き込み管
- （6） 市の推進する施策に協力するための事業用施設の用に供するとき。
- （7） 社会教育のための施設の用に供するとき。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、公益上の理由により使用料を減額し、又は免除することが適当と認められるとき。

(身分証明書)

第14条 条例第18条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(別記第19号様式)とする。

(台帳等の調整)

第15条 市長は、管理する法定外公共物について、法定外公共物管理台帳(別記第20号様式)を調整し、保管するものとする。

2 市長は、第3条の規定により許可等をしたときは、直ちに法定外公共物使用許可等整理簿(別記第21号様式)、法定外公共物工事施行許可等整理簿(別記第22号様式)又は法定外公共物生産物採取許可等整理簿(別記第23号様式)に記帳整理するものとする。

(瑕疵担保期間)

第16条 条例第12条の規定による検査を受けた者は、当該検査後1年間の瑕疵担保責任を負うものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第2条第1項第1号)

第2号様式(第2条第1項第2号)

第3号様式(第2条第1項第3号)

第4号様式(第3条第1号)

第5号様式(第3条第2号)

第6号様式(第3条第3号)

第7号様式(第4条第1項)

第8号様式(第4条第2項)

第9号様式(第5条第1項)

第10号様式(第5条第2項)

第11号様式(第6条)

第12号様式(第7条)

第13号様式(第8条)

第14号様式 (第9条)

第15号様式 (第10条)

第16号様式 (第11条)

第17号様式 (第12条)

第18号様式 (第13条)

第19号様式 (第14条)

第20号様式 (第15条第1項)

第21号様式 (第15条第2項)

第22号様式 (第15条第2項)

第23号様式 (第15条第2項)